情報を校外に発信する際は、各学校で定められている規定に沿って行いましょう。

ここでは、ホームページ運用に関するガイドラインとして、ある学校の例を掲載します。

〇小中学校ホームページ運用に関するガイドラインについて

- 1 ホームページ公開の目的
- (1) 〇小中学校における教育活動を紹介し、本校及び本校の教育についての理解・協力を得る。 ・学校紹介、行事の紹介、児童・生徒の活動の紹介(学級活動・児童会活動・生徒会活動等)、(PTA活動の紹介)等
- (2) 情報発信により、地域に開かれた学校の一端を担う。
- (3) ネット上での交流の窓口とし、他校との共同学習の場を作る。
- (4) 児童・生徒が自らの学習の成果を発信する場とし、自己表現力、情報発信能力の育成を図る。
- 2 ホームページ運用校内組織
- (1) 運用責任者

運用責任者は〇小中学校長とする。

- (2) ホームページの運用はデジタル情報管理係がこれにあたる
- 3 ホームページ公開、更新の管理
- (1) 公開データ
 - ① 公開データは公開前にデジタル情報管理係及び学校長が確認するものとする。
 - ② 学校長に申請すれば、各分担、分掌の責任の範囲においての運用を認める。その運用は職員全体で確認するものとする。
 - 「インターネットの利用に関する規程」を遵守しており、各分担、分掌の判断で公開が許されると学校長が判断する 内容である場合
 - ・ その公開の目的が教育活動の一環であることを学校長が認め、運用する場合
- (2) 公開の手順
 - ① 公開希望者は公開予定ページを用紙に印刷するか、または校内のコンピュータで閲覧できる状態にして、学校長及びデジタル情報管理係に提示する。
 - ② 学校長及びデジタル情報管理係は公開にふさわしい内容、条件を備えているかを吟味し、判定する。
 - ③ 学校長及びデジタル情報管理係は、判定結果とその理由を速やかに申請者に連絡する。
 - ④ 公開の承認を得た場合、申請者・デジタル情報管理係は速やかに公開作業を行う。
- (3) ホームページのアップロードに使用するコンピュータ

ホームページのアップロードに使用するコンピュータは職員室の共用コンピュータ1台のみ設定し、ホームページの更新は このコンピュータによって行うことを原則とする。

- 4 本校児童・生徒の個人情報保護に関する事項
- (1) 発信する個人情報の扱い
 - 本校「インターネット利用に関する規程」による。
- (2) 受信した個人情報の扱い
 - ・情報通信ネットワークを利用して入手した個人情報については、適正な利用に努めるとともに、教育以外の目的での利用、 提供及び複製は行ってはならない。

(3) 不要となった個人情報の廃棄

・情報通信ネットワークの教育活用の目的を達成するために使用された個人情報は、その目的が達成された時点で確実に 破棄するものとする。

(4) その他

- ① 学校長は校内のすべての関係職員に対し、次の内容についての研修を積極的に実施し、情報通信ネットワークの適正な利用に努めるものとする。
 - ・ 個人情報条例に関すること
 - 情報通信ネットワークを利用における個人情報、著作権保護等に関すること
 - 情報通信ネットワークの特性を考慮した有害情報の取り扱い等倫理に関すること
 - その他利用に当たっての管理及びセキュリティーに関すること
- ② 児童・生徒が情報通信ネットワークを利用する場合には、教職員は児童・生徒に対し、次の内容について指導するものとする。
 - ・ 情報通信ネットワークを利用における個人情報、著作権保護等に関すること
 - ・ 情報通信ネットワークの特性を考慮した有害情報の取り扱い等倫理に関すること
 - その他利用に当たっての管理及びセキュリティーに関すること

5 著作権に関する事項

- (1) 児童・生徒の作品は、教育活動の情報提供に有効であり、かつ学校長が発信してもよいと判断した場合、本人の許可を得て、これを公開することができる。ただし、第三者がこれを転用することは認めない。
- (2) 著作権フリーのデータやソフトウエアであっても、勝手に内容の改変、作者名の改変等をしてはならない。
- (3) 授業等に活用する場合は、提供条件を確認し、作者の権利を不当に侵害しないように留意する。

長野県公立小中学校事務研究会情報管理研究委員会 資料より抜粋